

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○グリーン購入促進条例施行規則の一部を改正する規則

(循環型社会推進課)

一

告 示

○農用地利用集積等促進計画の認可

(農業振興課)

四

○保安林の指定

(森林整備課)

四

○保安林の指定の解除の予定

(同)

四

○道路の区域変更(二件)

(道路課)

四

○道路の供用開始(二件)

(同)

五

○土地区画整理組合の理事についての届出

(都市計画課)

五

○建築士免許の取消し

(建築宅地課)

五

○土地改良区役員の退任の届出

(気仙沼地方振興事務所)

七

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

づく指定自立支援医療機関の指定

(精神保健推進室)

七

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定自立支援医療機関の指定の辞退

(同)

七

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(警察本部会計課)

八

選挙管理委員会

○政治団体の届出

一〇

○政治団体の届出事項の異動届

一〇

○資金管理団体の届出

一〇

規 則

○資金管理団体の届出事項の異動届
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(令和三年分)
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(令和四年分)
○政治団体の届出事項の異動届の取下げ
人事委員会

○人事委員会規則五―〇(職員の採用試験に関する規則)の一部を改正する規則

一一
一一
一一
一一
一一

グリーン購入促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十三号

グリーン購入促進条例施行規則の一部を改正する規則

グリーン購入促進条例施行規則(平成十八年宮城県規則第十九号)の一部を次のように改正する。
様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第4条関係)

(第1面)

宮城県グリーン製品認定申請書 (☐新規 ☐更新)

年 月 日

宮城県知事 殿

〒

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者名)

電話番号

〒〒〒〒〒

ホムホムショップ

担当者所属

職・氏名

電話番号

〒〒〒〒〒

ホムホムショップ

グリーン購入促進条例第14条第3項の規定により、下記環境物品等について宮城県グリーン製品として認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者区分	☐ 製造物責任法第2条第3項第1号(製造業者) ☐ 製造物責任法第2条第3項第2号(表示製造業者) ☐ 製造物責任法第2条第3項第3号(実質的表示製造業者)	
県内事業所	(名称) (所在地) 〒 宮城県 (〒〒〒〒〒) (電話番号)	
申請環境物品等	名称	
概要	(注: 宮城県が発行するパンフレットや宮城県ウェブサイトにおける製品概要として掲載します。)	
用途	(注1. 宮城県が発行するパンフレットや宮城県ウェブサイトにおける製品用途として掲載します。) (注2. 該当するエコマーク商品類型があれば、あわせて記載してください。)	
環境配慮事項及びその科学的根拠	☐ 環境汚染物質等の使用・排出削減 ☐ 省資源・省エネルギー ☐ 天然資源の再生可能な利用 ☐ 長期使用可能 ☐ 再使用可能 ☐ リサイクル可能 ☐ 循環資源の使用 ☐ 処理・処分容易 (その他 (☐ 具体的な内容及び科学的根拠))	

(第2面)

申請環境物品等	産業財産権	有・無	販売適用法令 (条例を含む。)	有・無 有の場合: 法令名 ()	農用地(田) への使用	有・無
	品質に関する規格					
	品質管理体制					
	品質に関する規格及び品質管理体制に関する情報の提供方法					
	販売時の形態・仕様					
	小売希望価格 (円) / 小売単位					
	販売方法					
	申請日の属する事業年度前3年の各事業年度の販売実績					
循環資源を使用している場合						
循環資源使用割合 (%) (全循環資源使用重量 / 製品重量)		% (/)				
循環資源の種類	発生場所 (都道府県)	県内発生循環資源使用割合 (%) (県内発生循環資源使用重量 / 全循環資源使用重量)	県内発生循環資源年間使用重量 (t)			
		% (/)				
		% (/)				
		% (/)				
		% (/)				
		% (/)				

(第3面)

製造 (加工) 事業所

【製造又は加工の工程】

(工程に係る簡潔な解説を付したフロー図で記載し、製造 (加工) 事業所の名称を併記すること。)

製造 (加工) 事業者	製造 (加工) 事業所名称	製造 (加工) 事業所所在地

(注) 記入内容が多い場合は、別紙として添付すること。

(第4面)

添付書類等

- 1 申請環境物品等 (30cm³程度のサンプル品)
- 2 申請環境物品等のカタログ用写真データ
- 3 宮城県内事業所の地方税法に基づく法人設置届出書、又は法人県民税若しくは法人事業税の納税証明書の写し
- 4 申請者の環境に関する法律又は条例の不利益処分に関する自認書
- 5 申請者の産業財産権及び物品等の販売に適用される法令 (条例を含む。) に関する自認書
- 6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可を要する場合は、許可証の写し
- 7 グリーン購入促進条例第19条各号に規定する遵守事項に関する誓約書
- 8 品質に関する規格及び品質管理体制の情報提供に関する同意書
- 9 申請環境物品等の製造又は加工の委託先の確認事項に関する申請者の自認書
- 10 製造 (加工) を委託している場合は、製造 (加工) 受託事業者との製造 (加工) 委託契約書の写し
- 11 環境配慮基準に適合していることを証する書面の写し
- 12 性能基準に適合していることを証する書面の写し
- 13 申請環境物品等が循環資源を使用して製造 (加工) された場合、循環資源の発生場所を証する書面
- 14 申請環境物品等のカタログ類
- 15 製造 (加工) 事業所付近の見取図
- 16 申請環境物品等の設計図書がある場合は、その写し
- 17 その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和七年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用集積等促進計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和七年二月二十一日

○宮城県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和七年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

気仙沼市上西側二八一の二四二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

上西側二八一の二四二（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和七年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

伊具郡丸森町筆甫字鷺平上二八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 四五六号

三 道路の区域

変 更 の 区 間			変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
			前	後	八・三 二〇・七	五七六・一
登米市東和町米川字東綱木一三〇番一地从 から						
同市東和町米川字東綱木一七番一地从先まで						

○宮城県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
二 路 線 名 古川佐沼線
三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前			
登米市南方町新島前無番地先から 同市南方町新島前無番地先まで	一四・〇 一四・〇		一四・〇 一四・〇	五〇・〇 五〇・〇

○宮城県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
一般国道	四五六号	登米市東和町米川字東綱木一三〇番一地从先から 同市東和町米川字東綱木一七番一地从先まで	令和七年 二月二十一日

○宮城県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土

木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	古川佐沼線	登米市南方町新島前無番地先から 同市南方町新島前無番地先まで	令和七年 二月二十一日

○宮城県告示第七十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

令和七年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城県利府町岩切字羽黒前八十九番地

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名

住 所

酒 井 栄 一

新潟県長岡市緑町一丁目三十八番地百二

理事に就任した者

氏 名

住 所

丸 山 晴 夫

新潟県長岡市三ツ郷屋一丁目三番地十三

○宮城県告示第七十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和七年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は建築士の別	登録番号	免許取消しの理由

令和七年二月十三日	井上 丈次	二級建築士	第二百二十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	浅田 正人	二級建築士	第二百七十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	山司 六郎	二級建築士	第三百二十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	佐藤 敏	二級建築士	第四百一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	阿部 正三	二級建築士	第四百八十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	大沼 高郎	二級建築士	第六百七十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	千葉 吉廣	二級建築士	第六百七十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	工藤 寅一	二級建築士	第七百七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	佐藤 勝三	二級建築士	第七百九十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	阿部 一郎	二級建築士	第九百六十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	中森 正治	二級建築士	第一千百十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	平間 庄藏	二級建築士	第一千百五十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	山本 金作	二級建築士	第一千百七十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	菅原 一男	二級建築士	第一千二百七十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	田辺 安男	二級建築士	第一千五百六十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	菊地 幸治	二級建築士	第一千五百七十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	桜井 寅男	二級建築士	第一千七百五十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	佐藤 松之	二級建築士	第七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	千葉 徳四郎	二級建築士	第二千二百七十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	佐藤 文雄	二級建築士	第二千四百一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

令和七年二月十三日	鈴木 正寿	二級建築士	第二千四百八十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	遊佐 嘉門	二級建築士	第二千五百十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	下村 初太	二級建築士	第二千五百三十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	高梨 千寿	二級建築士	第二千五百四十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	小山 宗次	二級建築士	第二千五百四十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	間藤 寿	二級建築士	第二千六百三十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	星 季彦	二級建築士	第二千六百四十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	加藤 正三	二級建築士	第二千六百四十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	須藤 勇治	二級建築士	第二千六百四十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	佐藤 正雄	二級建築士	第二千七百三十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	佐藤 庄右	二級建築士	第二千七百六十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	石山 小平	二級建築士	第二千八百四十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	水野 一	二級建築士	第二千八百八十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	久米 春重	二級建築士	第二千九百四十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	伊藤 正	二級建築士	第二千九百一十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	鈴木 今朝	二級建築士	第二千九百一十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	雄 今野	二級建築士	第二千九百一十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	榊 清吾	二級建築士	第二千九百三十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	尾形 惣八	二級建築士	第三千三十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和七年二月十三日	笠原 今朝	二級建築士	第三千五十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

令和七年二月十三日	三浦 半之助	二級建築士	第三千五百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和七年二月十三日	庄司 正	二級建築士	第三千百七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和七年二月十三日	小山 八郎	二級建築士	第三千二百五十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和七年二月十三日	阿部 正三	二級建築士	第三千四百六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和七年二月十三日	角張 源治 兵衛	二級建築士	第三千九百六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和七年二月十三日	石崎 藤吉	二級建築士	第四千五百七十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和七年二月十三日	千葉 富男	二級建築士	第五千二百三十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和七年二月十三日	高橋 松男	二級建築士	第五千二百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和七年二月十三日	亀井 新一	二級建築士	第一万七千七百一十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和七年二月十三日	岡村 祥司	二級建築士	第一万四千五百五十七号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため

○宮城県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、階上大谷土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和七年二月二十一日

宮城県気仙沼地方振興事務所

所 長 佐々木 真

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和六年九月三十日	野村 昌文	五気仙沼市本吉町大谷二百八十三番地	理事

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指

定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和七年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐々木医院	大崎市古川諏訪一丁目三番三七号	令和七年一月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ペガサス薬局 大河原店	柴田郡大河原町字広表三四一九	令和七年二月一日
ペガサス薬局 鹿ノ又店	石巻市鹿又字新八幡前五	令和七年二月一日
ペガサス薬局	石巻市鑄銭場一番九号	令和七年二月一日
クラーク薬局	大崎市松山千石字広田三五	令和七年二月一日
気仙沼田中前薬局	気仙沼市田中前二丁目二一九	令和七年二月一日

三 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひばり訪問看護ステーション塩釜	塩竈市字伊保石二一四四一 シャーメゾンヴェューコースト D二〇一	令和七年二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和七年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
佐々木医院	大崎市古川諏訪一丁目三番三七号	令和六年十二月三十一日

二 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ペガサス薬局 大河原店	柴田郡大河原町字広表三四一九	令和七年一月三十一日
ペガサス薬局 鹿ノ又店	石巻市鹿又字新八幡前五	令和七年一月三十一日
ペガサス薬局	石巻市鑄銭場一番九号	令和七年一月三十一日
せみね調剤薬局	栗原市瀬峰下田一八五―五	令和七年一月三十一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和七年二月二十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
遠田郡美里町字新峯山八番一、八番二、九番、
十番、十一番一、十一番二、十三番一、十三番二、
十四番、百十三番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

美里町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和七年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県警察基幹系業務用端末装置等賃貸借（R7P）一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和七年九月一日から令和十二年八月三十一日まで

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二(第二条第二号)に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号) 電話〇二二―二二―一三三三五)へ令和七年三月四日(火)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二―二二―一七七一、内線二三三)

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和七年三月十四日(金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5 の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和七年三月二十七日(木)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1 あてて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理

しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年三月二十八日(金) 午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号宮城県警察本部庁舎地下一階入札室
入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General

Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 27, 2025, 5 : 00 p.m. 2 Item/Service Required : Lease of device for mission-critical task in Miyagi Prefectural Police (R7P) - 1 set 3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 28, 2025, 9 : 30 am. 4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232																																																																																	
○宮選管告示第九号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。 令和七年二月二十一日 宮城県選挙管理委員会 委員 長 櫻 井 正 人 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体） 国会議員関係政治団体以外の政治団体 <table><tr><th>政治団体の名称</th><th>代表者の氏名</th><th>会計責任者の氏名</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>届出年月日</th></tr><tr><td>蘇武德行後援会</td><td>蘇武 德行</td><td>門傳 昇</td><td>栗原市鶯沢北郷道東中島二五</td><td>令和七年 一月六日</td></tr><tr><td>千葉ようすけ後援会</td><td>千葉 洋裕</td><td>千葉 洋裕</td><td>仙台市太白区鹿野三一四一五</td><td>令和七年 一月二十一日</td></tr><tr><td>野津ゆうじろう後援会</td><td>野津裕二郎</td><td>綱島 祐子</td><td>石巻市十八成浜大嵐山四一二一</td><td>令和六年 十二月三日</td></tr><tr><td>早坂きよし後援会</td><td>早坂 潔</td><td>早坂 仁</td><td>加美郡加美町字旧館一二五二三</td><td>令和七年 一月八日</td></tr></table> 宮城県介護障害福祉事業者政治連盟 佐藤 一臣 高橋 瑞樹 仙台市青葉区小田原四一二五〇 令和七年 一月七日 ○宮選管告示第十号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。 令和七年二月二十一日		政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	蘇武德行後援会	蘇武 德行	門傳 昇	栗原市鶯沢北郷道東中島二五	令和七年 一月六日	千葉ようすけ後援会	千葉 洋裕	千葉 洋裕	仙台市太白区鹿野三一四一五	令和七年 一月二十一日	野津ゆうじろう後援会	野津裕二郎	綱島 祐子	石巻市十八成浜大嵐山四一二一	令和六年 十二月三日	早坂きよし後援会	早坂 潔	早坂 仁	加美郡加美町字旧館一二五二三	令和七年 一月八日	宮城県選挙管理委員会 委員 長 櫻 井 正 人																																																						
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日																																																																													
蘇武德行後援会	蘇武 德行	門傳 昇	栗原市鶯沢北郷道東中島二五	令和七年 一月六日																																																																													
千葉ようすけ後援会	千葉 洋裕	千葉 洋裕	仙台市太白区鹿野三一四一五	令和七年 一月二十一日																																																																													
野津ゆうじろう後援会	野津裕二郎	綱島 祐子	石巻市十八成浜大嵐山四一二一	令和六年 十二月三日																																																																													
早坂きよし後援会	早坂 潔	早坂 仁	加美郡加美町字旧館一二五二三	令和七年 一月八日																																																																													
選挙管理委員会		(一) 政党の支部 <table><tr><th>政治団体の名称</th><th>代表者の氏名</th><th>異動事項</th><th>新</th><th>旧</th><th>異動年月日</th></tr><tr><td>自由民主党宮城県仙台市太白区第三支部</td><td>渡邊 拓</td><td>会計責任者の氏名</td><td>渡邊 拓</td><td>小長根久雄</td><td>令和六年 十一月二十五日</td></tr></table> (二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体） <table><tr><th>政治団体の名称</th><th>代表者の氏名</th><th>異動事項</th><th>新</th><th>旧</th><th>異動年月日</th></tr><tr><td>浅川のりあき後援会</td><td>浅川 紀明</td><td>代表者の氏名</td><td>浅川 紀明</td><td>藤沼 英二</td><td>令和六年 十二月二十五日</td></tr><tr><td>佐々木まゆみ後援会</td><td>佐々木真由美</td><td>主たる事務所の所在地</td><td>仙台市宮城野区幸町三一三一</td><td>仙台市宮城野区幸町二一二一</td><td>令和七年 一月二十日</td></tr><tr><td>昭友会</td><td>佐藤 昭光</td><td>会計責任者の氏名</td><td>佐藤 廣</td><td>斎藤 満男</td><td>令和七年 一月六日</td></tr><tr><td>高野すすむ後援会</td><td>馬籠 幸一</td><td>代表者の氏名</td><td>馬籠 幸一</td><td>青田 和宏</td><td>令和七年 一月二十一日</td></tr><tr><td>宮城県商工政治連盟石巻かほく支部</td><td>生出 竜哉</td><td>代表者の氏名</td><td>生出 竜哉</td><td>千葉 初男</td><td>令和六年 五月二十七日</td></tr><tr><td>米川しゅうじ後援会</td><td>米川 修司</td><td>会計責任者の氏名</td><td>岸 大輔</td><td>米川 稔</td><td>令和六年 十二月三十一日</td></tr><tr><td>渡辺しげみつ後援会</td><td>渡邊 重益</td><td>主たる事務所の所在地</td><td>亘理郡亘理町吉田字小橋一〇二二七</td><td>亘理郡亘理町吉田字流一三三一二七</td><td>令和七年 一月一日</td></tr><tr><td>わたなべ拓後援会</td><td>渡邊 拓</td><td>代表者の氏名</td><td>渡邊 重益</td><td>日下 清一</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>会計責任者の氏名</td><td>渡邊 美和</td><td>菊池 秀治</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>会計責任者の氏名</td><td>渡邊 拓</td><td>小長根久雄</td><td>令和六年 十一月二十五日</td></tr></table> ○宮選管告示第十一号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。 令和七年二月二十一日 宮城県選挙管理委員会 委員 長 櫻 井 正 人		政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	自由民主党宮城県仙台市太白区第三支部	渡邊 拓	会計責任者の氏名	渡邊 拓	小長根久雄	令和六年 十一月二十五日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	浅川のりあき後援会	浅川 紀明	代表者の氏名	浅川 紀明	藤沼 英二	令和六年 十二月二十五日	佐々木まゆみ後援会	佐々木真由美	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区幸町三一三一	仙台市宮城野区幸町二一二一	令和七年 一月二十日	昭友会	佐藤 昭光	会計責任者の氏名	佐藤 廣	斎藤 満男	令和七年 一月六日	高野すすむ後援会	馬籠 幸一	代表者の氏名	馬籠 幸一	青田 和宏	令和七年 一月二十一日	宮城県商工政治連盟石巻かほく支部	生出 竜哉	代表者の氏名	生出 竜哉	千葉 初男	令和六年 五月二十七日	米川しゅうじ後援会	米川 修司	会計責任者の氏名	岸 大輔	米川 稔	令和六年 十二月三十一日	渡辺しげみつ後援会	渡邊 重益	主たる事務所の所在地	亘理郡亘理町吉田字小橋一〇二二七	亘理郡亘理町吉田字流一三三一二七	令和七年 一月一日	わたなべ拓後援会	渡邊 拓	代表者の氏名	渡邊 重益	日下 清一				会計責任者の氏名	渡邊 美和	菊池 秀治				会計責任者の氏名	渡邊 拓	小長根久雄	令和六年 十一月二十五日
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日																																																																												
自由民主党宮城県仙台市太白区第三支部	渡邊 拓	会計責任者の氏名	渡邊 拓	小長根久雄	令和六年 十一月二十五日																																																																												
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日																																																																												
浅川のりあき後援会	浅川 紀明	代表者の氏名	浅川 紀明	藤沼 英二	令和六年 十二月二十五日																																																																												
佐々木まゆみ後援会	佐々木真由美	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区幸町三一三一	仙台市宮城野区幸町二一二一	令和七年 一月二十日																																																																												
昭友会	佐藤 昭光	会計責任者の氏名	佐藤 廣	斎藤 満男	令和七年 一月六日																																																																												
高野すすむ後援会	馬籠 幸一	代表者の氏名	馬籠 幸一	青田 和宏	令和七年 一月二十一日																																																																												
宮城県商工政治連盟石巻かほく支部	生出 竜哉	代表者の氏名	生出 竜哉	千葉 初男	令和六年 五月二十七日																																																																												
米川しゅうじ後援会	米川 修司	会計責任者の氏名	岸 大輔	米川 稔	令和六年 十二月三十一日																																																																												
渡辺しげみつ後援会	渡邊 重益	主たる事務所の所在地	亘理郡亘理町吉田字小橋一〇二二七	亘理郡亘理町吉田字流一三三一二七	令和七年 一月一日																																																																												
わたなべ拓後援会	渡邊 拓	代表者の氏名	渡邊 重益	日下 清一																																																																													
		会計責任者の氏名	渡邊 美和	菊池 秀治																																																																													
		会計責任者の氏名	渡邊 拓	小長根久雄	令和六年 十一月二十五日																																																																												

資金管理団体の届出をした者(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の称	主たる事務所の所在地	指定年月日
千葉 洋裕	仙台市議会議員	千葉ようすけ後援会	仙台市太白区鹿野三ー一四ー一	令和七年一月十七日
○宮選管告示第十二号				
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。				
令和七年二月二十一日				
宮城県選挙管理委員会				
委員 長 櫻 井 正 人				
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の称	異動事項	新	旧
異動年月日				
佐々木真由美	佐々木まゆみ後援会	主たる事務所所在地	仙台市宮城野区幸町三ー三ー一	仙台市宮城野区幸町二ー二ー一
令和七年一月二十日				
○宮選管告示第十三号				
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった令和三年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和四年宮選管告示第二百二十三号の一部を次のとおり改める。				
令和七年二月二十一日				
宮城県選挙管理委員会				
委員 長 櫻 井 正 人				
3 本年収入の内訳中				
自由民主党宮城県支部連合会の令和三年分収支報告書の要旨の				
「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」	37,034,270	を		
「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」	37,045,523	に改め、		
「自由民主党本部」	182,000	の次の行に		
「自由民主党本部」	5,666			
「自由民主党本部」	5,587	を加え、		
「その他の収入」	391,915	を「その他の収入」に、		
「一件十万円未満のもの」	391,915	を「一件十万円未満のもの」に改める。		

○宮選管告示第十四号	
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった令和四年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和五年宮選管告示第二百二十六号の一部を次のとおり改める。	
令和七年二月二十一日	
宮城県選挙管理委員会	
委員 長 櫻 井 正 人	
3 本年収入の内訳中	
自由民主党宮城県支部連合会の令和四年分収支報告書の要旨の	
「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」	42,652,500
「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」	42,969,132
「自由民主党本部」	134,000
「自由民主党本部」	35,920
「自由民主党本部」	101,160
「自由民主党本部」	23,220
「自由民主党本部」	68,460
「自由民主党本部」	21,112
「自由民主党本部」	22,420
「自由民主党本部」	21,520
「自由民主党本部」	22,820
「その他の収入」	1,684,999
「自由民主党本部会議出張旅費」	101,160
「一件十万円未満のもの」	579,839
○宮選管告示第十五号	
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により政治団体から提出があった届出事項等の異動届について、宮城維新の会から取下げの届出があったので、令和六年宮選管告示第二百二十八号の一部を次のとおり改める。	
令和七年二月二十一日	
宮城県選挙管理委員会	
委員 長 櫻 井 正 人	
(一) 政党の支部中	

「宮城維新の会 小野寺 健

の代表者 小野寺 健 早坂 敦 令和六年十月二十七日

の氏名 小野寺 健 早坂 敦

の氏名

る。

附 則

この規則は、令和七年三月一日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則五―〇（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年二月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則五―〇―三

人事委員会規則五―〇（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則五―〇（職員の採用試験に関する規則）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「新聞その他の適切な手段」を「インターネットの利用その他の適切な方法」に改める。

第六条第五項中「において、」の次に「当該受験申込書が、」を加え、「人事委員会が定める日」を「第一次試験の実施の日（人事委員会が期間を定め、当該期間内に第一次試験を実施することとした場合にあつては、当該期間の末日）の六日前の日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日に当たるときは、その翌日）」に改め、「当該郵便物の消印」を「当該受験申込書の提出に係る郵便物の通信日付印」に改める。

第十五条中「人事委員会の定める場所に」を「インターネットの利用その他の適切な方法により、」に改め、「等」及び「揭示して」を削り、「するとともに、当該合格者に対し、合格者である旨並びに」を「し、かつ、」に改め、「書面で通知」を「当該合格者に周知」に改め、同条に次の一項を加える。

2 人事委員会が適当と認めるときは、前項の合格者に対し、合格者である旨を通知することができる。

第十七条中「人事委員会の定める場所に」を「インターネットの利用その他の適切な方法により、」に改め、「等」、「揭示して」及び「するとともに、当該合格者に対し、合格者である旨を書面で通知」を削り、同条に次の一項を加える。

2 人事委員会が適当と認めるときは、前項の合格者に対し、合格者である旨を通知することができる。